誓　約　書

（表）

　　年　　月　　日

 （あて先）古賀市長

法人名

申請者　所在地

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

申請者及び役員等は、下記のことを誓約します。

なお、本誓約書の内容について、古賀市が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

記

１　申請者及び役員等は、古賀市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定基準を定める要綱（以下「要綱」といいます。）第５条第３項に規定されている暴力団関係者ではありません。

２　申請者及び役員等が、要綱第５条第３項に規定されている暴力団関係者に該当した場合には、本申請を取り下げます。

３　指定（更新）を受けた後に、申請者及び役員等が要綱第５条第３項に規定されている暴力団関係者に該当した場合には、本指定（更新）に係る事業（施設）の廃止の届出又は指定の辞退を行います。

４　２又は３の場合、貴市に対して異議を申し立てず、かつ、損害賠償を求めません。

【要綱第５条】

第５条　訪問型現行相当サービス、訪問型基準緩和サービス、通所型現行相当サービス又は通所型基準緩和サービス（次項において「訪問型現行相当サービス等」という。）の事業を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

２　訪問型現行相当サービス等の事業を行う事業所の管理者は、暴力団関係者であってはならない。

３　前２項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

⑵　暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）又は暴力団員がその事業活動を支配する者

⑶　福岡県暴力団排除条例（平成２１年福岡県条例第５９号）第

１５条第２項、第１７条の３、第１９条第２項又は第２０条第２項の規定に違反した者で、同条例第２３条第１項の規定により、同条例第２２条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して２年を経過しないもの

⑷　福岡県暴力団排除条例第２５条第１項第３号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しないもの

⑸　法人でその役員のうちに、第１号、第３号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所の名称 |  | 事業所番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| サービスの種類 |  | 事業所の所在市区町村名 |  |
| 役員等名簿（事業所の管理者を含みます。また、代表者も記入してください。） |
| （ふりがな）氏　　　名 | 生年月日 | 住　　　　　　　　所 | 性別 | 押印 |
| 役職名・呼称 | 就任年月日 |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |
|  |  | 〒　－　　 |  |  |
|  |  |

（裏）